

西宮市学童等腎臓検診審議会委員の委嘱の件

下記のとおり西宮市学童等腎臓検診審議会委員の委嘱をするにあたり、「教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第2項の規定による教育長の臨時代理により、令和6年9月27日に決定したので、西宮市教育委員会に報告する。

令和6年10月9日提出

西宮市教育委員会  
教育長 藤岡 謙一

記

1 委嘱

- |           |                     |
|-----------|---------------------|
| (1) 被委嘱者  | 伊加 加奈子（兵庫県予防医学協会）   |
| (2) 委嘱年月日 | 令和6年10月1日           |
| (3) 任期    | 令和6年10月1日～令和8年6月30日 |

(参考1)

○提案理由

篠原委員の任期中の人事異動に伴い、関係検診機関代表として新たな委員を充てる必要があるため。

(参考2)

○西宮市附属機関条例（抜粋）

（委員）

第2条 附属機関の委員の定数は、別表委員総数の上限の欄に掲げる数以内とする。

2 委員は、別表構成の欄に掲げる者のうちから当該附属機関の属する執行機関等が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2年とする。

4 委員は、2回を限度として再任することができる。ただし、当該附属機関の属する執行機関等においてやむを得ないと認める場合に限り、4回を限度として再任することができる。

5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（西宮市学童等腎臓検診審議会の特例）

第46条の2 第2条第4項の規定は、西宮市学童等腎臓検診審議会（以下この条において「審議会」という。）の委員には、適用しない。

（以下省略）

附属機関の属する執行機関等	根拠規定	附属機関	担当事務	委員総数の上限	構成
教育委員会	地方自治法第138条の4第3項	西宮市学童等腎臓検診審議会	西宮市立幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における学校腎臓検診事業に関する審議	16人	学識経験者 医師 関係検診機関職員 関係行政機関職員

西宮市学童等腎臓検診審議会委員の被解嘱者・被委嘱者一覧

被解嘱者(令和6年9月30日付解嘱)

連番	区分	名前	所属	在任期間	解嘱の理由
1	関係検診機関代表	篠原 弘珠	兵庫県予防医学協会	2期目	人事異動のため

被委嘱者(令和6年10月1日付委嘱)

連番	区分	名前	所属	在任期間	委嘱の理由
2	関係検診機関代表	伊加 加奈子	兵庫県予防医学協会	1期目	兵庫県予防医学協会からの推薦